

平成 30 年 10 月 11 日

各 位

会社名 株式会社 フレンドリー
代表者名 代表取締役社長 小野 哲矢
(コード 8209 東証第 2 部)
問合せ先 取締役管理本部長兼経営管理部長
小椋 知己
(TEL 072-874-2747)

臨時株主総会の開催及び臨時株主総会招集のための基準日設定
並びに定款一部変更、資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は平成30年10月11日開催の取締役会において、下記のとおり、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の開催及び本臨時株主総会招集のための基準日設定並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 30 年 10 月 31 日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主といたします。

- (1) 基準日 平成 30 年 10 月 31 日（水曜日）
- (2) 公告日 平成 30 年 10 月 15 日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに記載いたします。）
<http://www.friendly-co.com/>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案について

- (1) 開催日時 平成 30 年 12 月 18 日（火曜日） 午前 10 時
- (2) 開催場所 大阪府大東市曙町 4 番 6 号
大東市立市民会館 2 階 大会議室
- (3) 付議議案 第 1 号議案 資本金の額の減少の件
第 2 号議案 定款一部変更の件

3. 資本金の額の減少について

- (1) 資本金の額の減少の目的
資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第 447 条第 1 項及び会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。
- (2) 資本金の額の減少の要領
 - ① 減少すべき資本金の額
資本金 4,675,398,590 円のうち 4,575,398,590 円を減少し、100,000,000 円とします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

- ① 取締役会決議 平成30年10月11日(木曜日)
- ② 臨時株主総会決議(予定) 平成30年12月18日(火曜日)
- ③ 債権者異議申述最終期日(予定) 平成31年1月18日(金曜日)
- ④ 効力発生日(予定) 平成31年1月19日(土曜日)

(4) 今後の見通し

資本金の額の減少は、「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はございません。

4. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、現行定款23条の取締役の任期を2年から1年に変更するものです。

(2) 変更内容

下記、定款変更新旧条文対照表のとおりです。

現行定款	変更案
(任期) 第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(3) 定款変更の日程

- ① 定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成30年12月18日
- ② 定款変更の効力発生日(予定) 平成30年12月18日

以上